

三重県立こころの医療センター患者給食業務委託

企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

患者給食業務を委託する業者は、病院給食業務に実績があり、栄養管理、調理技術、安全衛生管理等の教育を積極的に行っている意欲的な企業で、かつ、病院給食の意義や目的を理解し社員教育を徹底している業者でなければなりません。また、その企業の経営状態も安定していなければなりません。

患者給食業務を委託するにあたっては、上記のような優良な業者を選定することが不可欠であり、受託事業者の選定については、企画提案コンペ方式によって広く提案を募集し、総合的な選考によりこの業務の遂行に最適な受託事業者を決定することとします。

2 業務の内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 業務名 | 三重県立こころの医療センター患者給食業務委託 |
| (2) 委託業務の内容等 | 仕様書のとおり。委託業務に関して企画提案してください。 |
| (3) 履行場所 | 三重県津市城山1丁目12-1
三重県立こころの医療センター内 |
| (4) 委託期間 | 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (5) 委託費 | 総額311,302,200円を上限とする。
(消費税及び地方消費税額を <u>含む</u> 。) |
| (6) 食材費 | 朝食 240円
昼食 310円
夕食 300円 をそれぞれ上限とする。
(1食あたり。消費税及び地方消費税額を <u>除く</u> 。) |

3 企画提案コンペ参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（平成19年4月1日施行、以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止を受けている期間中でないこと、及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (4) すべての三重県税並びに消費税及び地方消費税について未納のないものであること。
- (5) 医療法施行規則第9条の10の各号の基準をすべて満たしている者であること。
又は一般財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク制度による患者給食業務認定業者であること。
- (6) 過去5年以内に、三重県内で規模を同じくする病院（200床以上）の給食業務に関する契約を締結している者であること。
- (7) 6(2)の現地説明会に参加していること。

4 企画提案コンペ参加者に必要な書類及び提出期限

企画提案コンペに参加を希望する者は、次の(1)から(6)に示す証明書等を、6(4)の日時まで、6(1)の場所に提出しなければなりません。(※(3)、(4)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(別添)を提出(FAX又はメール可)してください。)また、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

なお、企画提案コンペの参加資格確認審査の結果については、6(4)の結果回答に記載された日時までに通知します。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあっては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し

イ 個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し

(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

(5) 医療法施行規則第9条の10の各号の基準をすべて満たしている者であることを確認できる書類。又は一般財団法人医療関連サービス振興会が行なう医療関連サービスマーク制度認定証書の写し。

(6) 過去5年以内に、三重県内で規模を同じくする病院(200床以上)の給食業務に関する契約を締結している者であることについて確認できる書類。(第2号様式)

5 提出を求める企画提案書及び提案説明について

上記4の企画提案コンペ参加資格確認申請を行った後、三重県立こころの医療センター患者給食業務委託選定委員会において、適正と認められた者は、次の(1)に示す企画提案書を6(5)の日時まで6(1)の場所に提出してください。

(1) 企画提案書

提出書類は、A4サイズを使用し、長辺を綴じて作成し、下記項目番号でインデックスを添付して、7部(うち1部に社印及び代表者印を押印)を提出してください。(様式は任意としますが、様式が指定されている項目については、それを使用してください。)

① 基本理念

- ・ 会社の基本理念について
- ・ 病院給食に対する考え方(個別対応を含む)について
- ・ それらの周知方法について

② 組織・人員配置

- ・ 組織(会社組織、当院における組織体制、総括責任者及び作業責任者に対する考え方)について
- ・ 人員配置に対する考え方について
- ・ 業務の質の確保(従業員の確保及び定着方法、従業員変更時における対応、採用方法・採用基準)について

③ 衛生管理

- ・ 衛生管理(衛生管理マニュアル、衛生管理システム、食中毒発生時の対応と対

策)に対する考え方について

- ・ 従業員の健康管理に対する考え方について

④ 食材調達・管理

- ・ 食材の調達・管理の方法について
- ・ 品質の確保について
- ・ 調達コストを削減する工夫について
- ・ 調達単位について
- ・ 納品・変更対応について
- ・ 地元調達への配慮について

⑤ 危機管理

- ・ 個人情報の保護（秘密保持及び個人情報漏洩防止に関するマニュアル及びその周知方法）について
- ・ 非常時の対応及び体制（災害及び事故発生時のマニュアル及びその周知方法）について

⑥ 教育・研修

- ・ 教育・研修に対する考え方について（様式A）
- ・ 巡回指導について
- ・ 調理機器等の取り扱いについて

⑦ 業務遂行能力

- ・ 会社の概要について（様式B）
- ・ 受託実績について（様式C）
- ・ 代行保証について（様式B）
- ・ 決算内容について（貸借対照表、損益計算書等添付してください。）

⑧ 見積金額

見積書、見積内訳書のコピーを添付すること。

⑨ その他

- ・ 県内における本社、支店、営業所等の有無について
- ・ その他アピールポイントについて

※ 提案内容は以上のとおりですが、別添「三重県立こころの医療センター患者給食業務委託仕様書」を遵守したものとしてください。

※ 提出された企画提案書類は返却いたしません。

※ 一度提出された企画提案書への修正、追加等は一切受理しません。ただし、採点するうえで追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 企画提案説明について

上記(1)の企画提案書に基づき、各社 15 分以内（質疑応答時間を除く）で説明を行ってください。

6 企画提案コンペ手続きに関する事項

(1) 担当部局

郵便番号 514-0818 三重県津市城山1丁目12-1

三重県立こころの医療センター 運営調整部総務課 押越・谷本

電話 059-235-2125

FAX 059-235-2135

(2) 現地説明会（参加必須）

日 時 (1 回目) 令和5年1月13日（金）9時30分～

(2 回目) 令和5年1月13日（金）15時～

場 所 三重県立こころの医療センター 講堂（中央診療棟2階）

備 考 厨房の見学を希望する場合は、白衣を持参してください。

(3) 質疑等の提出期限及び場所

日 時 令和5年1月17日（火）15時まで

場 所 (1)の場所

結果回答 令和5年1月19日（木）17時までに行います。

※ 締切日時までに質疑応答票（第5号様式、FAX可）にてご提出ください。

電話および口頭による質疑は受け付けておりません。

※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。

※ 質疑に関する回答につきましては、質疑が提出された場合、三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」の「業務委託：企画提案コンペ等公告」にて公開いたしますので、質疑の提出の有無にかかわらず企画提案書等提出前に質疑回答のページの有無をご確認ください。

(4) 資格審査書類の提出期限及び場所

日 時 令和5年1月20日（金）13時まで

場 所 (1)の場所

部 数 1部

結果回答 令和5年1月23日（月）17時までに行います。

(5) 企画提案書及び見積書、見積内訳書の提出期限及び場所

日 時 令和5年1月26日（木）15時まで

場 所 (1)の場所

部 数 企画提案書 7部

見積書、見積内訳書 1部

※企画提案書とは別冊で提出してください。

上記見積書・見積内訳書のコピー 7部

※ 提出する企画提案書のうち1部及び見積書、見積内訳書には社印及び代表者印を押印してください。

(6) 企画提案説明会（プレゼンテーション）の日時及び場所

日 時 令和5年2月1日（水）13時30分から

（プレゼンの開始予定時間は別途連絡します。）

場 所 三重県立こころの医療センター 講堂（中央診療棟2階）

7 企画提案書の審査及び受託者の決定

- ・ 企画提案書及び提案説明の審査は、三重県立こころの医療センター患者給食業務企画提案コンペ選定委員会の委員5名が、上記5(1)に示す観点から総合的に審査を行います。
- ・ 企画提案コンペの結果、三重県立こころの医療センター患者給食業務企画提案コンペ選定委員会において、最優秀提案者と判断された者と委託契約を締結します。

8 契約に関する事項

- ・ 契約事項を示す場所は、上記 2 (3) の場所とします。
- ・ 契約保証金は、見積金額の 100 分の 10 とします。
ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年3月30日三重県病院事業庁管理規定第2号。以下「規程」という。）第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- ・ 契約書は3通作成し、三重県、受託者及び代行保証者が各々1通を保有することとします。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税等を内書きで記載するものとします。
- ・ 最優秀提案者決定から受託者決定までの間に落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けた者又はその者を含む共同体は、落札者としません。
- ・ 監査及び検査は契約条項の定めるところにより行うものとします。
- ・ 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、別添の「三重県立こころの医療センター患者給食業務委託契約書（案）」および「三重県立こころの医療センター患者給食業務委託仕様書」のとおりとします。

9 業務実施上の留意点

(1) 個人情報の保護

- ① この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければなりません。
- ② 三重県個人情報保護条例第53条から第57条に、委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意してください。

(2) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(3) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- ① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行なうこと。
- ② 契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。
- (2) 契約書の作成、提出については、規程第136条、第137条によります。
- (3) 提出された各企画提案資料は返却しません。

- (4) 提案に要する経費については、各提案者の負担とします。
- (5) 当院では、仕様内容の品質を実質的に保障するため、サービスレベルの基準を設定しています。その基準を達成できなかった場合には、委託料を減額することがあります。
- (6) 見積価格は、指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- (8) 規程第131条の各号のいずれかに該当する者の提出した見積書は無効とします。また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

（無効要件）

次に該当するものについては、その者の企画提案及び見積を無効とします。

- ①当該企画提案コンペに参加する資格のない者が見積したとき。
- ②見積者又はその代理人が当該企画提案コンペに対し二以上の見積をしたとき。
（例：同じ事業者の本店、支店（営業所等）が同一案件に見積を行った場合）
- ③見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。
- ④当該企画提案コンペに際して談合等の不正があったとき。
- ⑤提案者が定刻までに企画提案書及び見積書等必要書類を提出しないとき。
- ⑥その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- ⑦見積内訳書を求めた場合に次の（ア）から（オ）に該当するとき。
 - （ア）見積内訳書を提出しないもの。
 - （イ）見積内訳書の金額と見積額が一致していないもの。
 - （ウ）一括値引き、減額の項目が計上されているもの。
 - （エ）記載すべき項目が欠けているもの。
 - （オ）その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの）

- (9) その他記載がない事項については、規程の定めるところとします。

(参考) 当院の給食運営状況

① 病床数 348 床(精神科)

② 入院患者数

令和3年4月～令和4年3月末実績 69,299 人

③ 給食数実績

令和3年4月～令和4年3月末実績 205,139 食(入院患者分)
1,772 食(デイケア分)

④ 入院患者給食率

令和3年4月～令和4年3月末実績 98.7%

⑤ 入院患者一日平均食数(令和3年度実績)

単位: 食

	朝	昼	夕
常菜	95	95	95
軟菜	54	54	54
一般流動食	0	0	0
特別治療食	39	38	39
計	188	187	188

⑥ 食事の種類

常菜、軟菜、流動食等の一般食、特別治療食(加算食及び非加算食)

⑦ 選択メニューの実施日と対象者(令和4年12月1日現在)

実施日: 毎週金曜日昼食

対象者: 飯常菜、粥常菜の患者(アレルギー等個別対応の患者を除く)